

賃 金 規 程

【派遣社員用】

株式会社ウェルクス

第1章	総則	2
第1条	(目的)	2
第2条	(適用範囲)	2
第2章	賃金計算	2
第3条	(賃金の支給方法)	2
第4条	(賃金の計算期間、支給日)	2
第5条	(起算日)	2
第6条	(不就労日、または不就労時間の取扱い)	2
第7条	(賃金からの控除項目)	2
第3章	賃金体系	3
【第1節】	賃金体系	3
第8条	(賃金体系)	3
【第2節】	所定内賃金	3
第9条	(基本給(時給))	3
第10条	(通勤手当)	3
【第3節】	所定外賃金	3
第11条	(時間外勤務手当)	3
第12条	(深夜勤務手当)	3
第13条	(法定休日勤務手当)	4
第4章	賃金改定	4
第14条	(所定内賃金の改定)	4
第5章	賞与	4
第15条	(賞与)	4
第6章	退職金	4
第16条	(退職金)	4
第7章	その他細則	4
第17条	(休暇等における賃金の取扱い)	4
第18条	(会社都合による休業)	5
第19条	(端数の計算)	5
施行日及び改訂履歴		5

第1章 総則

- 第1条 (目的)
本賃金規程、(以下、「本規程」という。)は、株式会社ウェルクス(以下、「会社」という。)の賃金に関する事項を定めることを目的とする。本規程に定めのない場合は、労働基準法その他法令の定めるところによる。
- 第2条 (適用範囲)
本規程は、派遣社員に適用する。その他の社員に関しては、個別に結ぶ雇用契約、又は、別に定める規程を適用するものとする。

第2章 賃金計算

- 第3条 (賃金の支給方法)
賃金は、派遣社員(以下、「社員」という。)の同意を得て、その指定する金融機関口座へ振り込むものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、会社が特に必要と認める場合には、社員が指定する金融機関口座への振込によらず、直接現金を手渡しにより支給する。
- 第4条 (賃金の計算期間、支給日)
賃金の計算期間は、当月1日から当月末日まで(以下、「賃金計算期間」という。)とする。
2. 賃金の支給日は、翌月25日とする。
3. 賃金支給日が金融機関の休業日にあたる場合はその前営業日に支給する。
4. 賃金の支給形態は時給制とする。
- 第5条 (起算日)
本規程において1年、1ヶ月、1週間の各起算日は次のとおり取り扱う。
- ◆ 1年 各年4月1日
 - ◆ 1ヶ月 各月1日
 - ◆ 1週間 各週日曜日
- 第6条 (不就労日、または不就労時間の取扱い)
欠勤した日(以下、「不就労日」という。)、及び遅刻、早退、私用外出等により当該日の所定労働時間に満たなかった時間(以下、「不就労時間」という。)の取扱いについては、就業規則等により特別に有給とする旨の規定がされているものを除いて無給とする。
- 第7条 (賃金からの控除項目)
会社は、次に掲げるものを社員の毎月の賃金、または賞与から控除する。
- (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 健康保険、厚生年金保険および介護保険の保険料の被保険者負担分
 - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

- (5) その他労使協定で定めるもの

第3章 賃金体系

【第1節】 賃金体系

第8条 (賃金体系)

賃金体系は次のとおりとする。(○の項目が各基準給の対象となる賃金を指す。)

区分	賃金明細	割増 基準給
所定内賃金	基本給(時給)	○
	通勤手当	—
所定外賃金	時間外勤務手当	—
	深夜勤務手当	—
	休日勤務手当	—

【第2節】 所定内賃金

第9条 (基本給(時給))

基本給(時給)は、社員の能力、経験、学歴、技術、職務内容等を総合考慮のうえ、労使協定および別途定める範囲内で会社が決定した金額を支給する。

第10条 (通勤手当)

通勤手当は、別途定めるところにより支給する。

【第3節】 所定外賃金

第11条 (時間外勤務手当)

所定労働時間を超えて、又は法定外休日(法定休日以外の所定休日)に勤務することを命ぜられ、社員がその勤務に服した場合には、次の計算による時間外勤務手当を支給する。

◆ 時間外勤務手当の計算式

$$\text{基本給(時給)} \times \text{時間外勤務時間} \times \text{割増賃金率}$$

2. 時間外勤務手当の割増賃金率は、次のとおりとする。

- (1) 1日の時間外勤務が法定時間内 100%
- (2) 1日の時間外勤務が法定時間外 125%
- (3) 1週間の時間外勤務が法定時間内 100%
- (4) 1週間の時間外勤務が法定時間外 125%
- (5) 一賃金計算期間の法定時間外勤務時間が60時間以内 125%
- (6) 一賃金計算期間の法定時間外勤務時間が60時間超 150%

第12条 (深夜勤務手当)

社員が22時00分から翌日5時00分までの深夜時刻帯に勤務することを命じられ勤務に服した場合、当該時間を深夜勤務時間として取り扱い、次の計算により深夜勤務手当を支給する。

◆ 深夜勤務手当の計算式

$$\text{基本給（時給）} \times \text{深夜勤務時間} \times 25\%$$

第13条 (法定休日勤務手当)

法定休日に勤務することを命じられ勤務に服した場合、当該時間を法定休日勤務時間として取り扱い、次の計算により法定休日勤務手当を支給する。

◆ 法定休日勤務手当の計算式

$$\text{基本給（時給）} \times \text{法定休日勤務時間} \times 135\%$$

第4章 賃金改定

第14条 (所定内賃金の改定)

賃金の改定(昇給、降給、据え置き)は、社員の職務責任の程度、勤務成績、および成果等を総合的に勘案し、毎年6月1日に行うものとする。ただし、会社業績の著しい低下その他やむをえない事由がある場合には、改定の時期を変更し、または、行わないことがある。

2. 前項のほか、特別に必要な場合は、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第5章 賞与

第15条 (賞与)

賞与の支給は行わないものとする。

第6章 退職金

第16条 (退職金)

退職金の支給は行わないものとする。

第7章 その他細則

第17条 (休暇等における賃金の取扱い)

年次有給休暇、特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。ただし、シフト制によって所定労働日、所定労働時間が決定される社員については、当該所定労働日の所定労働時間に応じて賃金を支給するものとする。

2. 産前産後の休暇、生理休暇、母性健康管理のための休暇、裁判員休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業、及び介護休業の期間、育児時間、公民権行使の時間は無給とする。
3. 休職期間中は、会社が特別に認めた場合を除き賃金を支給しない。なお、休職期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険・介護保険）個人負担分については、原則と

して会社が毎月送付する請求書に基づいて、休職する社員が毎月会社の指定口座に振り込むものとする。ただし、会社が特別に認めた場合には別の定めをすることができる。

第18条 (会社都合による休業)

会社の責に帰すべき事由によって社員を休業させた場合は、原則として1日につき平均賃金の100分の60に相当する額を休業手当として支給する。

2. 会社が労働時間の一部について休業させた場合は、当該労働日の賃金が平均賃金の100分の60に満たない場合には、その差額を休業手当として支給する。
3. 平均賃金の計算は、労働基準法第12条の定めに基づいて算出するものとする。

第19条 (端数の計算)

賃金の計算において、端数があるときは、支給については1円未満を切り上げるものとし、控除については1円未満を切り捨てる。

施行日及び改訂履歴

改定・施行	平成30年10月	1日
改定	令和2年4月	1日
改定	令和3年4月	1日
改定	令和3年6月25日	
改定	令和4年4月	1日

【賃金規程別紙_賃金等級表（東京都）】

■賃金等級表（東京都）

【介護職員（医療・福祉施設等）】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	介護職員 (医療・福祉施設等)		1,133	1,295	1,404	1,459	1,524	1,712	2,137
2	地域調整（東京都）	114.3	1,296	1,481	1,605	1,668	1,742	1,957	2,443
3	一般退職金相当額	上記2の6%	78	89	97	101	105	118	147
4	合計額		1,374	1,570	1,702	1,769	1,847	2,075	2,590

等級	職務内容	勤務区分	基本給
A ランク	介護福祉士資格を保有し、上位者の指示がなくとも業務を実行、且つ下位等級者の指導助言ができる。	日勤	1,710～
		夜勤	1,920～
B ランク	初任者研修（ヘルパー2級資格）もしくは実務者研修（ヘルパー1級資格）を保有し、上位者の指示のもと業務をミスなく正確に実行できる。	日勤	1,570～ 1,800
		夜勤	1,690～ 1,900
C ランク	業務に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと業務を実行できる。	日勤	1,380～ 1,550
		夜勤	1,520～ 1,700

≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
	1,702	2年
	1,570	1年
	1,374	0年

日勤：昼間の勤務シフト

夜勤：当日の午後10時から翌日の午前5時を含む勤務シフト

【栄養士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	栄養士		1,055	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990
2	地域調整（東京都）	114.3	1,206	1,379	1,494	1,554	1,622	1,822	2,275
3	一般退職金相当額	上記2の6%	73	83	90	94	98	110	137
4	合計額		1,279	1,462	1,584	1,648	1,720	1,932	2,412

等級	職務内容	基本給
A ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を高いレベルで遂行でき、上位者の指示がなくとも献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,620～
B ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を滞りなく遂行でき、上位者の指示のもと献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,490～ 1,750
C ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,280～ 1,600

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,584	2年
1,462	1年
1,279	0年

【飲食物調理従事者】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	飲食物調理従事者		995	1,137	1,233	1,282	1,338	1,503	1,877
2	地域調整（東京都）	114.3	1,138	1,300	1,410	1,466	1,530	1,718	2,146
3	一般退職金相当額	上記2の6%	69	78	85	88	92	104	129
4	合計額		1,207	1,378	1,495	1,554	1,622	1,822	2,275

等級	職務内容	基本給
A ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を高いレベルで遂行でき、且つ下位等級者への指導助言・人材育成ができる。	1,590～
B ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を滞りなく遂行でき、且つ下位等級者の指導助言ができる。	1,471～ 1,700
C ランク	調理師資格もしくは業務に関する知識技能を有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,260～ 1,550

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,495	2年
1,378	1年
1,207	0年

【保育士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	保育士		1,100	1,257	1,363	1,417	1,480	1,662	2,075
2	地域調整（東京都）	114.3	1,258	1,437	1,558	1,620	1,692	1,900	2,372
3	一般退職金相当額	上記2の6%	76	87	94	98	102	114	143
4	合計額		1,334	1,524	1,652	1,718	1,794	2,014	2,515

等級	職務内容	基本給
A ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示がなくとも担任業務、難度の高い保護者対応、保育計画・保育記録の作成など難易度の高い仕事を実行できる。	1,670～
B ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示のもと保育補助業務、保護者対応、書類作成、リーダー業務まで幅広く正確に実行できる。	1,551～ 2,050
C ランク	保育に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと保育補助業務、簡単な保護者対応、簡単な書類作成を実行できる。	1,340～ 1,800

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,652	2年
1,524	1年
1,334	0年

【賃金規程別紙_賃金等級表（神奈川県）】

■賃金等級表（神奈川県）

【介護職員（医療・福祉施設等）】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	介護職員 (医療・福祉施設等)		1,133	1,295	1,404	1,459	1,524	1,712	2,137
2	地域調整（神奈川県）	109.4	1,240	1,417	1,536	1,597	1,668	1,873	2,338
3	一般退職金相当額	上記2の6%	75	86	93	96	101	113	141
4	合計額		1,315	1,503	1,629	1,693	1,769	1,986	2,479

等級	職務内容	勤務区分	基本給
A ランク	介護福祉士資格を保有し、上位者の指示がなくとも業務を実行、且つ下位等級者の指導助言ができる。	日勤	1,630～
		夜勤	1,870～
B ランク	初任者研修（ヘルパー2級資格）もしくは実務者研修（ヘルパー1級資格）を保有し、上位者の指示のもと業務をミスなく正確に実行できる。	日勤	1,510～ 1,750
		夜勤	1,660～ 1,850
C ランク	業務に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと業務を実行できる。	日勤	1,320～ 1,500
		夜勤	1,470～ 1,650

	対応する一般の労働者の 平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の 能力・経験
≥	1,629	2年
	1,503	1年
	1,315	0年

日勤：昼間の勤務シフト

夜勤：当日の午後10時から翌日の午前5時を含む勤務シフト

【栄養士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	栄養士		1,055	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990
2	地域調整（神奈川県）	109.4	1,155	1,320	1,430	1,487	1,553	1,744	2,178
3	一般退職金相当額	上記2の6%	70	80	86	90	94	105	131
4	合計額		1,225	1,400	1,516	1,577	1,647	1,849	2,309

等級	職務内容	基本給
A ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を高いレベルで遂行でき、上位者の指示がなくとも献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,560～
B ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を滞りなく遂行でき、上位者の指示のもと献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,420～ 1,700
C ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,230～ 1,550

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,516	2年
1,400	1年
1,225	0年

【飲食物調理従事者】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	飲食物調理従事者		995	1,137	1,233	1,282	1,338	1,503	1,877
2	地域調整（神奈川県）	109.4	1,089	1,244	1,349	1,403	1,464	1,645	2,054
3	一般退職金相当額	上記2の6%	66	75	81	85	88	99	124
4	合計額		1,155	1,319	1,430	1,488	1,552	1,744	2,178

等級	職務内容	基本給
A ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を高いレベルで遂行でき、且つ下位等級者への指導助言・人材育成ができる。	1,530～
B ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を滞りなく遂行でき、且つ下位等級者の指導助言ができる。	1,410～ 1,650
C ランク	調理師資格もしくは業務に関する知識技能を有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,210～ 1,500

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,430	2年
1,319	1年
1,155	0年

【保育士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	保育士		1,100	1,257	1,363	1,417	1,480	1,662	2,075
2	地域調整（神奈川県）	109.4	1,204	1,376	1,492	1,551	1,620	1,819	2,271
3	一般退職金相当額	上記2の6%	73	83	90	94	98	110	137
4	合計額		1,277	1,459	1,582	1,645	1,718	1,929	2,408

等級	職務内容	基本給
A ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示がなくとも担任業務、難度の高い保護者対応、保育計画・保育記録の作成など難易度の高い仕事を実行できる。	1,590～
B ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示のもと保育補助業務、保護者対応、書類作成、リーダー業務まで幅広く正確に実行できる。	1,480～ 1,900
C ランク	保育に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと保育補助業務、簡単な保護者対応、簡単な書類作成を実行できる。	1,280～ 1,650

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,582	2年
1,459	1年
1,277	0年

【賃金規程別紙_賃金等級表（埼玉県）】

■賃金等級表（埼玉県）

【介護職員（医療・福祉施設等）】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	介護職員 (医療・福祉施設等)		1,133	1,295	1,404	1,459	1,524	1,712	2,137
2	地域調整（埼玉県）	105.8	1,199	1,371	1,486	1,544	1,613	1,812	2,261
3	一般退職金相当額	上記2の6%	72	83	90	93	97	109	136
4	合計額		1,271	1,454	1,576	1,637	1,710	1,921	2,397

等級	職務内容	勤務区分	基本給
A ランク	介護福祉士資格を保有し、上位者の指示がなくとも業務を実行、且つ下位等級者の指導助言ができる。	日勤	1,580～
		夜勤	1,820～
B ランク	初任者研修（ヘルパー2級資格）もしくは実務者研修（ヘルパー1級資格）を保有し、上位者の指示のもと業務をミスなく正確に実行できる。	日勤	1,460～ 1,700
		夜勤	1,600～ 1,800
C ランク	業務に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと業務を実行できる。	日勤	1,280～ 1,450
		夜勤	1,430～ 1,600

≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
	1,576	2年
	1,454	1年
	1,271	0年

日勤：昼間の勤務シフト

夜勤：当日の午後10時から翌日の午前5時を含む勤務シフト

【栄養士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	栄養士		1,055	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990
2	地域調整（埼玉県）	105.8	1,117	1,276	1,383	1,438	1,502	1,687	2,106
3	一般退職金相当額	上記2の6%	68	77	83	87	91	102	127
4	合計額		1,185	1,353	1,466	1,525	1,593	1,789	2,233

等級	職務内容	基本給
A ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を高いレベルで遂行でき、上位者の指示がなくとも献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,500～
B ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を滞りなく遂行でき、上位者の指示のもと献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,370～ 1,650
C ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,190～ 1,500

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,466	2年
1,353	1年
1,185	0年

【飲食物調理従事者】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	飲食物調理従事者		995	1,137	1,233	1,282	1,338	1,503	1,877
2	地域調整（埼玉県）	105.8	1,053	1,203	1,305	1,357	1,416	1,591	1,986
3	一般退職金相当額	上記2の6%	64	73	79	82	85	96	120
4	合計額		1,117	1,276	1,384	1,439	1,501	1,687	2,106

等級	職務内容	基本給
A ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を高いレベルで遂行でき、且つ下位等級者への指導助言・人材育成ができる。	1,470～
B ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を滞りなく遂行でき、且つ下位等級者の指導助言ができる。	1,360～ 1,600
C ランク	調理師資格もしくは業務に関する知識技能を有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,170～ 1,450

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,384	2年
1,276	1年
1,117	0年

【保育士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	保育士		1,100	1,257	1,363	1,417	1,480	1,662	2,075
2	地域調整（埼玉県）	105.8	1,164	1,330	1,443	1,500	1,566	1,759	2,196
3	一般退職金相当額	上記2の6%	70	80	87	90	94	106	132
4	合計額		1,234	1,410	1,530	1,590	1,660	1,865	2,328

等級	職務内容	基本給
A ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示がなくとも担任業務、難度の高い保護者対応、保育計画・保育記録の作成など難易度の高い仕事を実行できる。	1,540～
B ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示のもと保育補助業務、保護者対応、書類作成、リーダー業務まで幅広く正確に実行できる。	1,430～ 1,800
C ランク	保育に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと保育補助業務、簡単な保護者対応、簡単な書類作成を実行できる。	1,240～ 1,600

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,530	2年
1,410	1年
1,234	0年

【賃金規程別紙_賃金等級表（千葉県）】

■賃金等級表（千葉県）

【介護職員（医療・福祉施設等）】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	介護職員 (医療・福祉施設等)		1,133	1,295	1,404	1,459	1,524	1,712	2,137
2	地域調整（千葉県）	105.7	1,198	1,369	1,485	1,543	1,611	1,810	2,259
3	一般退職金相当額	上記2の6%	72	83	90	93	97	109	136
4	合計額		1,270	1,452	1,575	1,636	1,708	1,919	2,395

等級	職務内容	勤務区分	基本給
A ランク	介護福祉士資格を保有し、上位者の指示がなくとも業務を実行、且つ下位等級者の指導助言ができる。	日勤	1,580～
		夜勤	1,820～
B ランク	初任者研修（ヘルパー2級資格）もしくは実務者研修（ヘルパー1級資格）を保有し、上位者の指示のもと業務をミスなく正確に実行できる。	日勤	1,460～ 1,700
		夜勤	1,600～ 1,800
C ランク	業務に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと業務を実行できる。	日勤	1,270～ 1,450
		夜勤	1,420～ 1,600

≧	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
	1,575	2年
	1,452	1年
	1,270	0年

日勤：昼間の勤務シフト

夜勤：当日の午後10時から翌日の午前5時を含む勤務シフト

【栄養士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	栄養士		1,055	1,206	1,307	1,359	1,419	1,594	1,990
2	地域調整（千葉県）	105.7	1,116	1,275	1,382	1,437	1,500	1,685	2,104
3	一般退職金相当額	上記2の6%	67	77	83	87	90	102	127
4	合計額		1,183	1,352	1,465	1,524	1,590	1,787	2,231

等級	職務内容	基本給
A ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を高いレベルで遂行でき、上位者の指示がなくとも献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,500～
B ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、調理業務全般を滞りなく遂行でき、上位者の指示のもと献立作成・栄養価計算を実行できる。	1,370～ 1,650
C ランク	栄養士もしくは管理栄養士資格を保有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,190～ 1,500

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,465	2年
1,352	1年
1,183	0年

【飲食物調理従事者】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	飲食物調理従事者		995	1,137	1,233	1,282	1,338	1,503	1,877
2	地域調整（千葉県）	105.7	1,052	1,202	1,304	1,356	1,415	1,589	1,984
3	一般退職金相当額	上記2の6%	64	73	79	82	85	96	120
4	合計額		1,116	1,275	1,383	1,438	1,500	1,685	2,104

等級	職務内容	基本給
A ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を高いレベルで遂行でき、且つ下位等級者への指導助言・人材育成ができる。	1,470～
B ランク	調理師資格を保有し、リーダーとして調理業務全般を滞りなく遂行でき、且つ下位等級者の指導助言ができる。	1,360～ 1,600
C ランク	調理師資格もしくは業務に関する知識技能を有し、上位者の指示のもと基本的な調理業務を実行できる。	1,170～ 1,450

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,383	2年
1,275	1年
1,116	0年

【保育士】

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	保育士		1,100	1,257	1,363	1,417	1,480	1,662	2,075
2	地域調整（千葉県）	105.7	1,163	1,329	1,441	1,498	1,565	1,757	2,194
3	一般退職金相当額	上記2の6%	70	80	87	90	94	106	132
4	合計額		1,233	1,409	1,528	1,588	1,659	1,863	2,326

等級	職務内容	基本給
A ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示がなくとも担任業務、難度の高い保護者対応、保育計画・保育記録の作成など難易度の高い仕事を実行できる。	1,540～
B ランク	保育士資格を保有し、上位者の指示のもと保育補助業務、保護者対応、書類作成、リーダー業務まで幅広く正確に実行できる。	1,430～ 1,800
C ランク	保育に関する基礎的な知識技能を有し、上位者の指示のもと保育補助業務、簡単な保護者対応、簡単な書類作成を実行できる。	1,240～ 1,600

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,528	2年
1,409	1年
1,233	0年